

## 東京都板橋区青少年問題協議会要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区青少年問題協議会条例（昭和28年12月板橋区条例第25号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議事項の提出)

第2条 委員が協議事項を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を東京都板橋区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）開会の7日前までに板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課（以下「地域教育力推進課」という。）に送付するものとする。

### (幹 事)

第3条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び区関係職員のうちから区長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け、委員及び専門委員を補佐し、会務を処理する。

### (協議会の出席等)

第4条 専門委員及び幹事は、会長の求めに応じて協議会に出席し、参考意見を述べることができる。

### (部会の設置)

第5条 協議会は、青少年問題を専門的かつ具体的に協議するために、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、次の各号により運営する。

(1) 部会は、必要の都度会長が招集する。

(2) 部会に部長を置き、部員のうちから互選する。

(3) 部会は、部長が必要と認めた場合学識経験者等の出席を求めることができる。

### (協議会の公開)

第6条 協議会は公開とする。ただし、会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合には、会長は委員の意見を聴き、一部又は全部を非公開にすることができる。

2 公開の方法は、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

### (委 任)

第7条 協議会の庶務は地域教育力推進課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。